

一般社団法人 東京都鳶工業会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都鳶工業会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鳶工業の近代化、合理化の推進及び技術、技能の進歩改善を通じて鳶業界並びに東京都の産業発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 鳶工業に関する経営及び技術の調査、研究及び指導
- (2) 鳶工業の安全施工に関する研究及び指導
- (3) 鳶工事業者及び従業員に対する福祉の増進
- (4) 鳶工業の普及及び啓発並びに鳶工業に関する情報及び資料の収集及び提供
- (5) 技術者及び技能者の育成
- (6) 労働保険の事務組合に関する事業
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 東京都内の鳶工事業者又はこれに準ずる者で、この法人の目的に賛同する個人
- (2) 賛助会員 前号以外の個人又は団体で、この法人の目的に賛同するもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 この法人の会員で退会しようとする者は、退会届を月末迄に会長に提出して、その2ヶ月後に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) すべての会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分

- (8) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡
- (9) 前各号に定めるもののほか、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種類とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- 4 前第 2 号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招 集)

第 15 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(議 決)

第 18 条 総会の議決は、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の半数以上であってすべての正

会員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決)

第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により表決し、又は他の構成員を代理人によって議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席理事1名は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第5章 役員、顧問及び相談役

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、4名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より副会長、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副会長は2名以内、専務理事1名、常務理事は1名とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定め

る特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

- 7 代表理事の変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて、遅滞なくその旨を認可庁に届け出なければならない。

(役員職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事は、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次にあげる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告書を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総

会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお、理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第 27 条 理事又は監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事又は監事に対しては、総会において定める総額の範囲で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

- 第 28 条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第 6 章 理事会

(構成)

- 第 29 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受
 - (2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 内部管理体制の整備

(招 集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 35 条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 36 条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 37 条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度開始前に、会長が事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備えおくものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上で、総会において出席者の議決を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備えおくとともに定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第 41 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

第 8 章 支 部

(支 部)

第 42 条 この法人の事業を円滑に推進させるため、この法人に支部を置くことができる。

2 支部に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 43 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、その諮問機関として、各種の委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局及び職員

(事務局)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局に組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第 45 条 事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認可、許可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 監査報告書

(7) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、情報公開規定によるものとする。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 46 条 この法人は公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 47 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第50条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 この法人は、剰余金の分配を行なうことができない。

3 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 雑 則

(委 任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記から施行する。

2 この法人の最初の会長は中村忠昭、業務執行理事は小泉太郎、森孝、清水武、高柳博一、とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 (平成25年12月1日)

第2条を改正。

附 則 (令和元年5月27日)

第13条、第20条、第24条、第40条を改正。